コムシティ再生のあり方検討会 会議の公開に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、コムシティ再生のあり方検討会開催要綱第5条の規定に基づき、 コムシティ再生のあり方検討会の会議(以下、「会議」という。)の傍聴に関し必 要な事項を定めるものとする。

(手続)

- 第2条 傍聴を希望する者は、会議が始まる5分前までに、市が事前に公表する会議の 開催場所で、受付を済まさなければならない。
 - 2 受付の開始時間は、会議毎に市が定める。
 - 3 受付に当たっては、傍聴受付簿に住所及び氏名等市が指定する事項を記入しなければならない。

(定員)

- 第3条 傍聴席の定員は、市が会議毎に定める。
 - 2 傍聴を希望する者は、傍聴受付簿の受付順に傍聴できるものとし、定員を超えた者は傍聴できない。

(傍聴人が守るべき事項)

- 第4条 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
 - 2 傍聴人は、会長又はその命を受けた係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会長が会議を公開するべきでないと認めるときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

- 第6条 会長は、傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、これを止めるように命じることができる。
 - 2 傍聴人が前項の命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付則

1 この要領は、平成23年3月25日から施行する。